総合特別区域評価・調査検討会における評価結果［アジア拠点化・国際物流分野］　平成25年度

ながさき海洋・環境産業拠点特区

［指定：平成25年2月、認定：平成25年11月］

正
準

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　（2.4＋2.7）／2＝2.6　**C**

ｉ）取組の進捗（下記より該当するものを選択）

☑ 目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

進捗	番号	評価指標	進捗度
A（5点）	1	県内造船所による高付加価値船・省エネ船の建造量	A
B（4点）	2	県内造船所におけるバラスト水処理装置の取扱件数（新造船、修繕等）	E
C（3点）	3	県内造船所等が建造に携わったあるいは県内に設置された海洋再生可能エネルギー利用発電設備の総設備容量	定性的評価
D（2点）			
E（1点）			

☐ 代替指標に基づく進捗度（当年度実績）

進捗	番号	評価指標	進捗度
A（5点）			
B（4点）			
C（3点）			
D（2点）			
E（1点）			

☑ 当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）

進捗	番号	評価指標	専門家評価
A（5点）	3	県内造船所等が建造に携わったあるいは県内に設置された海洋再生可能エネルギー利用発電設備の総設備容量	D
B（4点）			
C（3点）			
D（2点）			
E（1点）			

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×1＋4×0＋3×0＋2×1＋1×1）／3＝2.7　①…　2.7

■ 地方公共団体による特記事項

なし

■ 専門家考慮事項（妥当性）　目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

（専門家所見（主なもの））
・「高付加価値船・省エネ船の建造量」について、県内造船所による高付加価値・省エネ船の建造量を評価指標とし、建造船舶の総トン数の推移を数値目標としたことは妥当と判断するが、仮に、造船各社が建造できる総トン数を始めから引用しているのであれば、適切ではない。
・「バラスト水処理装置の取扱件数」について、関連の取組みはあるものの、バラスト水処理装置の取扱いを増やすための具体的な取組みが不明である。件数は目標未達となったが、海洋環境保全のための国際的対策であり、是非とも今後の積極的な取込みを期待したい。
・「海洋再生可能エネルギー利用発電設備の総設備容量」について、大半のプロジェクトが今後実証研究される段階にあり、再生エネルギーの実用化・商業化には時間がかかる。H28年度になって始めて数値目標による評価が行われる予定であるが、幾つかの核となる事業を早期に実用化し、評価対象として目標管理できる体制を整える必要がある。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている：+1、妥当である：±0、改善の余地がある：−1とし、加点又は減点する　②…　−0.3

ｉ）の評価　①＋②　2.4

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例
・本特区の目標値（代替指標を含む）に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
（評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、（2＋2＋2＋3）／4＝2.25　四捨五入で「2.3」とする。）
・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa：C20%、b：C10%、c：D70%の場合、3×0.2＋3×0.1＋2×0.7＝2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ⅱ）今後の取組の方向性

方向性
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
1	県内造船所による高付加価値船・省エネ船の建造量	B
2	県内造船所におけるバラスト水処理装置の取扱件数（新造船、修繕等）	D
3	県内造船所等が建造に携わったあるいは県内に設置された海洋再生可能エネルギー利用発電設備の総設備容量	D

（専門家所見（主なもの））
・「高付加価値船・省エネ船の建造量」について、今後の具体的な取組方針への言及が不十分である。各種事業により建造費用等の削減は行われるが、5年先の船舶建造計画に影響を及ぼしたり、建造トン数が大きく増大することには繋がらないと考える。
・「バラスト水処理装置の取扱件数」については、バラスト水管理条約の発効により、処理装置の取付けが義務付けられるため、装置取付け事業はいずれ供給が逼迫する事態が訪れると予想される。そのことに期待するとしても、新造船の3件のみという実績にとどまっている理由（何が問題か）をしっかり検証すべきである。また、条約の発効が遅れる場合の対応についても検討してほしい。
・「海洋再生可能エネルギー利用発電設備の総設備容量」について、未だ核となる事業が実用化されていないため、評価指標の対象として目標管理が困難な状況が続く。他方、漁業関係者との漁業補償の問題など本評価書には記載が無いが、海洋開発事業を進めてゆく上での大きな障害・課題を如何に克服してゆくかという計画と見込みについて説明が必要である。

ⅱ）の評価

評価指標毎の評価の平均値　（5×0＋4×1＋3×1＋2×1＋1×0）／3＝2.7　2.7

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況（A～E）

ｉ）＋ⅱ）の平均値　　(2.9+4.3)／2＝3.6

B

ｉ）-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]

●同一特定倉庫内での保税工場の指定による物流コストの削減

（概要）

・海外から資材を輸入する大型客船等の船舶の建造に伴う、同一特定倉庫内での保税工場の指定について、倉庫の一部を指定保税地域として指定し、他の一部を保税工場として指定を受けることは現行制度において可能との見解が示された。

（規制所管府省（財務省）の評価（参考意見））

・なし

●保税地域における蔵置期間の延長による物流コストの削減

（概要）

・海外から多くの資材を輸入する大型客船等の船舶の建造に伴う、外国貨物の蔵置期間の延長緩和（2年→3年）について、当初から期限内に終了しないことが明らかな場合は、現行制度において、移入承認を受ける際に同時に蔵置期間の延長承認を受けることが可能との見解が示された。

（規制所管府省（財務省）の評価（参考意見））

・なし

●本工場と飛び地工場間の公道輸送に係る特例措置

（概要）

・船舶建造に必要な資材運搬用のトレーラーの道路運送車両の保安基準を緩和認定する際に付される条件・制限事項の撤廃については、保安上の問題が懸念されるため困難とのことであるが、走行区間、使用車両などが特定されていることから、認定の更新申請に係る提出書類について簡素化が可能との見解が示された。

（規制所管府省（国土交通省）の評価（参考意見））

・なし

（専門家所見（主なもの））

・物流コストの削減や効率化、また手続きに関する時間の削減につながるものであり、評価できる。一方、海洋開発関連での規制緩和要望・実績がない。

3.0

ｉ）-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

・金融支援である利子補給金が活用されている。

2.8

ｉ）-①＋ｉ）-②　の平均値（注）　(3.0+2.8)／2＝2.9　　2.9

ⅱ）地域独自の取組の状況の評価

・企業成長応援事業補助金、ものづくり支援補助金、地場企業支援ファンド、新エネルギー産業プロジェクト推進事業、次世代環境エネルギー技術誘致など多岐に亘る支援が行われている。財政支援については、税金が支出されているという現状を踏まえ、コスト・ベネフィットという点についても配慮・記述が欲しい。

4.3

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

平成25年度は委員による現地調査は未実施

Ⅳ 総合評価（Ⅰ～Ⅲ）　(2.6+3.6)/2+0.00＝3.10

「Ⅰ＋Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況（評価書7）」を加味して算出

（専門家所見（主なもの））

・現時点では、数値目標として結果がでているものとそうでないものがはっきり分かれている。

・海洋環境保全に繋がるバラスト水処理装置の取扱件数の拡大は、条約発効の時期等により需要期が左右されるが、重要な案件であり鋭意努力を望みたい。

このため、ⅠとⅡの平均値（3.10）に上記所見を加味（±0.00 ）し、総合評価結果をC（3.1）とする。

C

（注）ｉ）-①、ｉ）-②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をｉ）の点数とする。